

岡原小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

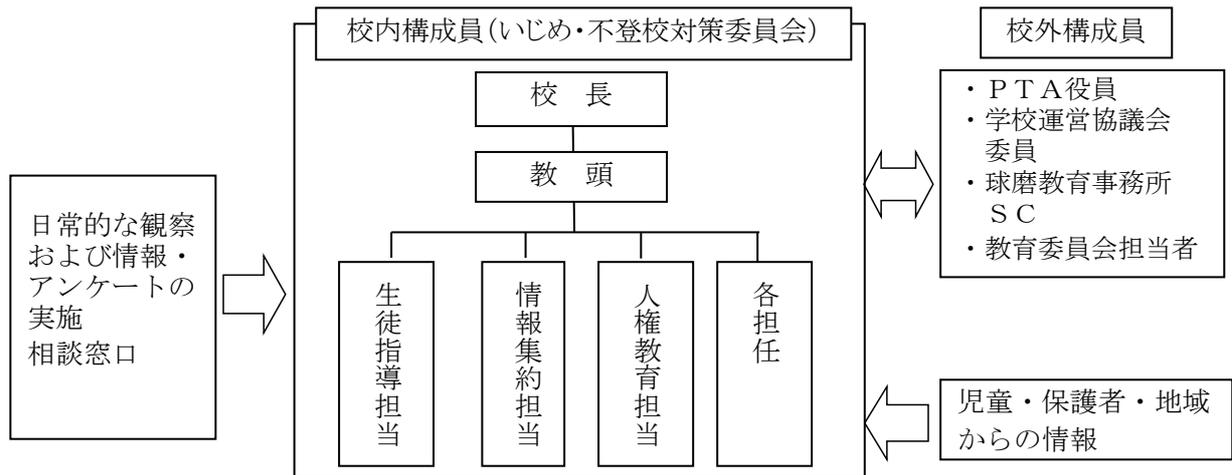
- (1) いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止の対策のための組織

(1) 構成員



(2) 組織の役割

管理職	児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けるよう教職員に働きかけ、いじめ防止のための推進を図る。
生徒指導担当	いじめの問題について、校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。また、いじめ対策のための定期的・臨時的な会議を開き、対応を図る。
人権教育担当	人権週間の取組や人権集会、校内人権教育研修等を行うことにより、児童の実態に沿った中心的・関連的、日常的指導を行い、自他を大切にする心情と態度を育てる。
情報集約担当	いじめの相談、通報の窓口、問題行動に係る情報集約等の役割を担う。また、様々な教育活動の場で、命の大切さを取り上げ、児童の心身についての措置を、担任と連携して行う。
各担任	日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。 児童に対して、いじめの傍観者からいじめを防止する仲裁者への転換を促す。 一人一人を大切に、分かりやすい授業づくりを進める。教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方には細心の注意を払う。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) わかる、できる授業作り
 - ・基礎的・基本的事項の徹底
 - ・主体的に学習できる場の設定
 - ・考えを出し合う場（発表の場）の設定
- (2) 学習規律の徹底
 - ・発表の仕方、聞き方の指導
- (3) 支持的風土を持った学級集団作り
 - ・話し合い活動の活性化
 - ・各行事等における児童の活躍の場の保障
- (4) 豊かな体験活動
 - ・異年齢や障害者、高齢者との交流
 - ・自然体験活動
- (5) 道徳教育の充実
 - ・道徳的実践力を高める指導
 - ・一人一人のよさや考えの違いを認め合う学習
- (6) 人権教育の充実
- (7) 「心のきずなを深める月間」の取組
- (8) 「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの実践
- (9) 「愛の1、2、3運動+1」の実践
- (10) 職員研修の充実
 - ・「いじめ」に対する理解
- (11) 人権教育推進、いじめ・不登校対策推進委員会を毎月第2木曜に開催。

5 いじめの早期発見のための主な取組及び実施時期等

- (1) アンケートの実施
 - ① 毎月のアンケート（生活アンケート）
 - ・毎月20日に記述式のアンケートを実施し、実態把握を行う。
 - ・実態を様式にまとめて、生徒指導担当が集約し、管理職に提出する。
 - ・いじめが認知された場合は、いじめ・不登校対策委員会で協議を行い、必要な措置を講ずる
 - ② 心のアンケート調査
 - ・熊本県心のアンケート調査を12月に行う。別途計画し、実施する。
 - ③ 教育相談の実施
 - ・アンケートをもとに、全児童を対象に担任が教育相談を行う。
学校生活、学習面、友達関係、その他（家庭環境等）
 - ・教育相談は、学級の実態に応じて休み時間・昼休み・放課後等に行う。
 - ・授業中に行う場合、教務に連絡し、必要に応じて補欠授業を行う。
 - ・教育相談の場所は、原則として次の場所を使用する。
1年：会議室、2年：調理室、3年：被服教室、4年：図工教室、
5年：理科準備室、6年：教材室、特別支援学級：各学級、マルチルーム
 - ④ 保護者へのアンケートの実施
 - ・必要に応じてアンケート調査を行う。
 - ・6月に「いじめ発見チェックリスト」を配付する。
- (2) 家庭との連携を図る
 - ・学校だより、学級通信でいじめ・不登校対策についての学校の取組を伝えていく。
 - ・「いじめ」が発見された場合は、早急に対処する。
 - ・「いじめ」が発見された場合は、生徒指導主任・教頭・校長へ相談を行い、いじめ・不登校対策委員会を開く。
 - ・「いじめ」問題解決には、一瞬・一刻を大切に、早期に対応する。
 - ・解決の方法は具体的に。具体的にする。（抽象的結論を避ける）。
 - ・「いじめ」には、全職員が一致して当事者として対応する。
 - ・「いじめ」の解決を確認するまでは、追求する。解決の確認には校長が当たる。

(3) その他

- ①けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ②児童のアンケートばかりでなく、日頃から教師がいじめを見抜く視点を持って児童を見ていく必要がある。そこで、共通の視点で子どもを見て、いじめを発見していくための具体的なチェック項目として「いじめ対応の手引き」に掲載されているチェック表を活用する。
- ③各クラスの人権目標の反省も行う。
- ④いじめ・不登校の実態について共通理解するために、聞き取りの記録を残していく。

6 いじめの解消

○いじめに係る行為が止んでいること（目安は少なくとも3か月）

○被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

この二つの要件を満たしているかを、被害・加害児童の様子も含めて状況を注視し、また、被害児童本人やその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめ解消の判断は、いじめ・不登校対策委員会での協議を経て、校長が行う。

7 重大事態への対応

重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害を生じた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

<対応の流れ>

① 校長の指示により、重大事態の調査組織を設置する。

- ↓
- 担任からの報告により、校長の下に調査委員会を組織する。
 - 校長・教頭・教務・担任・生徒指導担当・人権教育担当・養護教諭により調査について協議する。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を開始する。

- ↓
- 子供への聞き取りおよびアンケートを実施する。
 - 調査を元に、事実関係を分析する。

③ いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ↓
- 調査した結果を、いじめを受けた児童の保護者に知らせるとともに、対策についても説明を行う。
 - いじめを行った児童の保護者に対しても、事案の経過と対策について説明を行う。

④ 調査結果を学校の設置者に報告する。（※設置者から地方公共団体の長に報告）

- ↓
- 事実関係と対策を、正しく報告する。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

- 全職員で共通理解をして、学校総体として対策と以後のいじめ防止に努める。